

●香川県告示第252号

平成14年香川県告示第24号（知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類）の一部を次のように改正し、平成28年8月2日から施行する。

平成28年8月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項（第2項、<u>第3項</u>及び第12項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(18) 略</p>	<p>1 私立学校法第26条第1項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定により知事の所轄に属する学校法人（同法第64条第4項の法人を含む。以下同じ。）の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、2に掲げるものであって、次のいずれにも該当しないものでなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項（第2項及び<u>第3項</u>を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(18) 略</p>